

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

一 中小企業信用保険法施行令の一部改正

中小企業信用保険法第十七条に規定する政令で定める危機関連保証に係る保険料率を定める等、所要の規定の整備を行うこと。
(第一条関係)

二 信用保証協会法施行令の一部改正

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。
(第二条関係)

三 中小企業等経営強化法施行令の一部改正

中小企業等経営強化法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係から危機関連保証を除くこと。
(第三条関係)

四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に

関する政令の一部改正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第二項の政令で指定する保険関係に危機関連保証に係る保険関係等を加えること。
(第四条関係)

五 産業競争力強化法施行令の一部改正

産業競争力強化法第百十五条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係から危機関連保証を除くこと。
(第五条関係)

第二 附則

この政令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十六号)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行すること。
(附則関係)